

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
1	R5.8.1	市政懇談会	外川目	農林部 地域振興部	農政課 定住推進課	農業政策による大迫の人口減少対策について	大迫地域は、農業を中心に生活している人の割合が比較的多いと感じるが、昨今の農業を取り巻く状況は、肥料、燃料、農薬用資材等の急激な価格高騰の影響を大きく受けており、一方で、買い取り価格は上がり、今までのような野菜や米、ぶどうの栽培だけでは農業経営が厳しい状況にある。農業政策により、農業経営が安定すれば、後継者不足問題や離農問題の解消、或いは、余っている農地を活用することで、首都圏などからの移住者も期待できるなど、人口減少対策になるのではないかと、また、空き家問題の解決にも繋げることができるとは思っている。	【農林部長】 近年の肥料、燃料、農薬用資材等の価格高騰により、影響を受けている農業者の農業経営の安定化を図るため、今年度、主食用米から飼料用米などへ作付転換した際に10アール当たり5,000円を支援する水田作付転換支援事業を措置した。令和3年度は70経営体に対して約836万円を補助し、令和4年度は369経営体に対し約970万円を補助している。令和5年度は令和4年度繰越事業として約745万5千円を補助している。また、生産に必要な資材費の一部支援として10アール当たり、麦1,500円、大豆900円、子実用とうもろこし1,500円を支援する水田作付転換等生産資材費支援事業については、令和4年度は麦1,600円、大豆900円、子実用とうもろこし1,400円、永年性牧草2,500円とし、850経営体に対し約3,300万円を補助し、令和4年度からは令和4年度からの繰越事業で約2,160万円を予算措置している。主食用米種子、苗の購入経費の一部として10アール当たり700円を支援する主食用米種子等購入費支援事業については、令和4年度は2,565経営体に対して約3,400万円を補助している。水稲生産に必要な肥料購入価格に対し5パーセントの支援を行う水稲生産緊急支援事業、園芸作物の生産に必要な肥料購入価格に対し5パーセントの支援を行う園芸作物生産資材価格等高騰対策事業については、現在、事業実施中となる。畜産農家の飼料(配合飼料及び乾草)の購入費に支援を行う飼料購入緊急支援事業については、令和4年度は133経営体に対し約3,300万円を補助しており、今年度も予算措置し事業実施している。後継者不足問題に関しては、新規就農者の確保が課題となるが、国では新規就農者育成総合対策で、就業直後の経営を確立するための資金を最長3年間交付する「経営開始資金」や、就業後の経営発展のための農業機械や施設の購入に対して支援する「経営発展支援事業」といった施策を実施しており、「経営開始資金」については令和3年度に新規で5経営体が、令和4年度には新規で6経営体が交付を受け、「経営発展支援事業」については令和4年度に3経営体が交付している。また、市単独事業としては「花巻市新規就農者支援事業」を実施しており、年齢要件に関わらず市外から市内に転入し住民登録をした方、または市内に住所を有する方で新たに農業経営を開始する方を対象に、上限額を80万円として就農に必要な農業機械購入や資材購入の初期費用に対する補助とし、上限額を5万円とし10アールあたり1万円を補助する農地賃借料補助を行っている。令和3年度には7経営体が交付を受け、そのうち2経営体が市外からの移住者となっており、令和4年度には9経営体が交付を受け、そのうち2経営体が市外からの移住者となっている。さらに、「花巻市農業研修支援事業」として、就業希望者が農業経営開始前に市内の認定農業者等のもとで農業研修を受ける期間中に上限額を2万円とし、家賃の2分の1を補助する家賃補助のほか、受入れにかかる経費として研修先の農家に対して月額5万円の補助を行い、就業希望者が研修を受けやすい環境を整備しており、令和3年度は市外からの移住者3名に新規で交付を行い、令和4年度は市外からの移住者1名に新規で交付を行い、その後市内で営農を開始したところである。現状では後継者不足問題を解決するまでには至らないところであるが、事業を活用した新規就農者からは、これらの事業が花巻市での就農を選択するきっかけになったとも聞いており、今後も新規就農者を確保していくために引き続き事業を実施してまいりたいと考えている。
2	R5.8.1	市政懇談会	外川目	農林部	農政課	農業に対する支援について	ブドウ栽培を行っているが、資材の高騰でなかなか収益が上がらない。資材高騰に対する支援は行っていただいているが、農産物の買取値段を上げる等の支援を実施することについて市の考えを伺う。	【地域振興部長】 花巻市では空き家の有効活用を通じて、移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、平成27年に「花巻市空き家バンク設置要綱」を定め、市内の不動産事業者と連携して空き家バンクへの登録物件の募集を行いながら、空き家バンク登録にかかる相談にも応じている。登録された物件については、全国版空き家バンク「LIFULL HOME'S」のホームページや、花巻市の移住定住希望者向けサイト「いいコ花巻」において広く情報提供を行っている。空き家バンクに登録された空き家については、不動産業者の仲介のもと、物件登録された方と利用登録者とのすり合わせがなされ、合意に至った場合には、物件の売買または賃貸借契約が行われている。空き家バンク登録された住宅を取得し、農業を始めた方はこの2年で2世帯あって、そのうち1世帯は大迫で農業を始めた。また、令和3年からは、若者世代の住宅取得支援と空き家の有効活用を目的として、花巻市空き家バンクに登録された物件を取得し、実際に居住を始めた39歳以下の方へ、30万円の奨励金を交付している。昨年度からは制度を拡充し、県外から本市に移住した方もこの奨励金の交付対象とした。この制度を利用して農業を始めた方はこの2年で1世帯であるが、大迫地域に制度の利用者はいない。さらに、市外に居住していた方が、空き家バンクに登録されている物件について、売買または賃貸借契約を結び、実際に本市に移住した際には、物件の提供者に10万円の奨励金を交付するという事も実施しており、空き家バンク登録の一助となっていると認識している。移住定住の支援策としては、花巻市定住促進住宅取得等補助金という制度も設けており、県外から転入される方が空き家バンクを利用して住宅を取得し、花巻に居住する場合や市外から転入される方が市内に住宅を取得し新たに農業に従事する場合には、空き家のリフォームに要する経費、また引っ越しに係る経費等を補助することとしており、令和4年度には1世帯の方がこの補助金と併せて新規就農者支援事業の補助金交付を受けている。子育て世帯住宅取得奨励金は18歳未満の子と同居する世帯の方が、2親等以内の親族と同居または近居するために住宅取得した場合、あるいは生活サービス拠点内に住宅取得した場合に奨励金を交付することとしている。このように、市は、移住・定住の促進と空き家活用の推進に向けて様々な取り組みを行っており、このような取り組みについては、チラシ配布や市ホームページ、広報等で周知はもとより、首都圏で開催される移住関連イベントにおいても周知に努めている。今年7月23日に有楽町の交通会館で開催された「東北つながり8移住大相談会」で21組の方々に花巻市のブースにご相談に来ていただき、その方々に制度等を案内した。また、9月にも東京で2回の移住関連イベントが予定されており、そちらについても市の職員が移住相談に乗りながら、市の魅力、市の制度等を案内する予定である。
3	R5.8.1	市政懇談会	外川目	農林部	農政課	新規就農者が辞めてしまったケースについて	いろいろな補助を受けて就農された後に、農業をやめてしまったケースはあるのか伺う。	これまでの事例では、2経営体が離農しており、ご本人が亡くなったケースと、親の介護のためご実家に帰られたケースがある。新規就農者は、農地を全く持っていない状況から始まることから、やはり野菜などから始められる方が多い。
4	R5.8.1	市政懇談会	外川目	地域振興部	定住推進課	移住相談における大迫の魅力のアピールについて	移住相談を受ける際には、大迫においてブドウ栽培からワイン醸造まで行うことができるといふ魅力があることをアピールすれば良いのではないかと、市の考えを伺う。	自分が作ったブドウを原料にワインを作るという夢を持たれている方もおられることから、市では、移住相談において花巻はワインシードル特区を設けて生産量が少なくてもワインを醸造することができるというメリットがあることに加えて、ブドウを栽培を希望する場合には希望者にブドウ栽培について説明する用意があることについて説明している。このことから、今後も補助金の説明に加えて大迫で既にブドウ栽培やワインシードル醸造を行っている方実績があることと周りで支えている方がいることなどを説明するよう努めてまいりたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
5	R5.8.1	市政懇談会	外川目	農林部 総合政策部	農村民務課 防災危機管理課	土砂災害指定箇所の水源 涵養保安林指定について	<p>花巻市ハザードマップをみれば、土砂災害指定された箇所が多数あるが、災害時の住民がとるべき行動として避難指示がある。</p> <p>災害を未然に防止する対策のひとつとして、土砂災害指定箇所の周囲山林を水源涵養保安林として指定すれば、災害の未然防止や災害を最小限にとどめることにつながるのではないかと。また、下流の地域においても更なる土砂災害防止対策になるのではないかと。</p>	<p>【農林部長】</p> <p>保安林は、森林法第25条の規定により、水源の涵養、土砂の前壊その他の災害の防備、生活環境の保全など、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事が指定する森林と定められている。立木の伐採や土地の形質の変更等を制限される一方で、不動産取得税や固定資産税などが非課税となる優遇措置がある。</p> <p>保安林の指定を担当する岩手県には保安林の指定要件などを伺ったところ、保安林の指定は、水源の涵養、災害の防備など、公益上、森林の保全が必要と認められた場合となるが、指定の判断は、災害から守るべき受益の対象があるか、森林法で定められた17種類の保安林が指定目的の効果を生揮しうる森林であるかなどに加え、土地所有者、抵当権者、地上権者などの権利者の同意が必要になる。</p> <p>岩手県からは、花巻市ハザードマップ上の土砂災害指定箇所周辺の山林は防災上留意すべき森林と考えられるが、前述のとおり保安林への指定は国が定めた保安林制度上で判断されることから、土砂災害指定箇所周辺の山林一体を保安林指定したいとの要望のみで保安林に指定されるわけではなく、水源の涵養、災害の防備など、森林が保安林指定の目的の効果を生揮しうる森林であるかなど、保安林制度上の判断に加え、土地所有者、抵当権者、地上権者などの権利者の同意等の要件を満たせば、保安林指定が可能であると考えている。</p> <p>岩手県からは、県民の中には、森林が保安林に指定されると木の伐採ができなくなるとともに、作業道も開設できないと認識されている方もいると伺っているが、保安林ごとに伐採の方法や伐採面積に上限が定められており、その範囲内であれば木の伐採が可能であることに加え、保安林の機能に支障がない範囲であれば、作業道や作業小屋、水路などを設置することもできるとのことである。</p> <p>市としては、保安林の指定について地域から具体的な要望があれば岩手県と協議をしたいと考えている。</p> <p>【地域振興部長】</p> <p>土砂災害のリスクは、発生する現象の違いにより次の3種類に分類される。</p> <p>一つめは、「土石流危険渓流」で、「土石流」とは、多量の岩石や土砂が沢や川の水とともに激しい勢いで流下する現象である。</p> <p>二つめは、「急傾斜地崩壊危険箇所」である。これは一般的には「がけ崩れ」と言われ、地中にしみ込んだ雨水により、急斜面が突然崩れ落ちる現象で、雨が降ってなくても、地震によって起きることもある。</p> <p>三つめは、「地すべり危険箇所」である。「地すべり」とは、山の斜面などが地下水の影響によりゆっくりとすべり落ちる現象のことを言い、さまざまな要因が組み合わさって発生するとされている。</p> <p>岩手県は、この3種類の土砂災害が発生するおそれのある箇所を、危険度に応じて「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」に指定している。</p> <p>根拠となる法令は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(通称「土砂災害防止法」)である。</p> <p>また、指定するのは県であるが、ハザードマップを作って住民に周知するのは市町村の役割となっている。</p>
6	R5.8.1	市政懇談会	外川目	農林部	農地林務課	保安林の指定に関する手続きの周知について	<p>地域の共有林の中には保安林になっているところもあれば、そうでないところもある。固定資産税の課税状況も違う様子であり、また、地域では高齢化が進んでいることから、早めに進めたいと思っているが、保安林の指定のための手続きに関し、市から地域住民へお知らせいただけないか。</p>	<p>申請先となる岩手県から情報を得て、後日担当課から連絡する。</p> <p>8/4 発言者に電話し、森林所有者が保安林指定の手続きを行うことができることから、保安林指定の業務を所管している花巻農林振興センターの担当者を紹介するので、保安林の指定の具体的な手続きを確認していただくようお願いし、了承いただいた。</p>
7	R5.8.1	市政懇談会	外川目	総合政策部 地域振興部	秘書政策課 地域づくり課	SDGsの取り組みについて	<p>SDGsは、「持続可能な開発目標」であるが、2030年までに達成を目指す17の目標について、花巻市では、どのような取り組みをしているのか。市内のコミュニティ会議や団体等で取り組んでいる事例を市で把握している場合は情報提供いただきたい。</p> <p>また、地域で取り組みやすい目標や項目についてアドバイスいただきたい。</p>	<p>【総合政策部長】</p> <p>SDGsは、国際的な目標として2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された17のゴール(目標)、169のターゲット(達成基準)から構成されている。</p> <p>令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とする「第2次花巻市まちづくり総合計画」を本年度策定予定であり、「次期花巻市総合計画策定の基本方針」において、「本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、将来にわたり持続可能な市政を運営していくために、SDGsとの関連付けの視点も取り入れて」策定することとして作業を進めている。</p> <p>SDGsは、世界的な視野、国レベルの規模を基準としたものであり、総合計画に掲げる政策や施策で見ると、スケール感や、ゴール(目標)の分類方法などが異なり、自治体規模では合致しない部分もあるものの、その目指すべき方向性は、大きくは同じであることから、総合計画の推進を図ることがSDGsの達成に寄与するものと考えている。</p> <p>具体的には、今後、市が計画を策定したり、事業を企画・立案する際には、その計画等がSDGsのどのゴール、どのターゲットにつながる取り組みであるかを明確にすることで、SDGsの着実な推進を位置付けていきたいと考えている。</p> <p>【地域振興部長】</p> <p>SDGsのゴール(目標)やターゲット(達成基準)を、コミュニティ会議や団体の目標として掲げていることを把握していないが、八重畑コミュニティ協議会では、去年からSDGsに取り組むこととし、ごみ減量の研修会や中部クリーンセンターの視察研修を行っているとお伺いしている。</p> <p>しかし、SDGsのゴール等と、コミュニティ会議や団体の目標との結びつきを明示していない場合でも、実態として現在の事業がSDGsのゴール等の達成に取り組んでいると認識している。</p> <p>他の自治体の事例を参考に例をあげると、次の取り組みと、今から申し上げる達成基準の番号と内容が結びついていると認識している。</p> <p>自主防災や消防団の取り組みは、13. 1気候関連災害や自然災害に対する適応能力の強化に、防災活動は16. 1暴力等の減少に、健康づくりや介護予防の推進は3. 4若年死亡率の減少等に、スポーツの推進は、10. 2年齢、性別等の状況に関わりなくすべての人々の能力強化の促進等に、環境保全は6. 6山地、森林、河川などを含む水に関連する生態系の保護・回復や12. 8自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つこと、ごみの減量・分別は、11. 6一人当たりの環境上の悪影響を軽減すること等と結びついている。また以上の取り組みは、国や地方自治体との協働であるので、17. 17効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップの奨励・推進に、結びついていると認識しているので、参考していただきたい。</p> <p>また、SDGsの取り組みに直接関連しているものではないが「環境」や「自然観」をはじめ様々な分野の知識や技能を持つ市民や市等の職員を講師として派遣する「ふれあい出前講座」を実施しているので、生涯学習課に相談してほしい。</p> <p>SDGsは、外務省資料によれば、国による取り組みだけでは達成が困難であり、企業や地方自治体、教育機関、市民社会、一人ひとりに至るまで、すべての人の行動が求められているとのことから、達成の力点は、コミュニティ会議や各種団体、一人ひとりの行動にあると認識している。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
8	R5.8.1	市政懇談会	外川目	商工観光部	商工労政課	PayPayのキャンペーンの予定について	市のPayPayのキャンペーンは、今後も予定しているのか伺う。	市では、これまで消費喚起対策としてPayPayキャンペーンを行ってきた。今後の進め方としては、コロナの影響が落ち着いてきて経済も回り始めてきたこともあって今は実施について様子を見ているが、令和5年度当初予算において約1カ月分のPayPayのポイント還元に関する予算を確保している。今はコロナが落ち着いているものの、全国的には徐々に増えてきていて、ひどい地域では第8波の時の半分近くまで感染状況が上がってきていることもあるため、タイミングを計って事業を行うと考えている。
9	R5.8.1	市政懇談会	外川目	地域振興部	定住推進課	ふるさと納税について	花巻市のふるさと納税の納税額は好調と聞いている。今後、ふるさと納税の返礼品の基準が変わるようだが、これによってこれまで良しとされていた返礼品が目玉になったりすることはないのか、市ではどのように見込んでいるのか伺う。	令和4年度において花巻市へのふるさと納税の額は、46億円であった。令和3年度が43億9,000万円、令和2年度が29億6,000万円であることから、年々少しずつ増えてきている。これは、市の貴重な財源となっており、寄附額が多いということは、返礼品を提供していただく業者さんが一生懸命頑張っていることである。例えば、外川目地区の梅の里協議会の梅ジュースも返礼品に加わっていただいているほか、大迫ではワインやヨーグルトなども返礼品として提供させていただいている。 花巻市では、これまでいただいた金額の5割は地元の中で使うということをしている。3割を返礼品の購入費用に充て、2割は事務費や送料に充てる基準としており、5割を経費に充てることは変更ない。これまでの基準では、花巻が原産地の材料であるか又は花巻において加工した、付加価値を付けた品物であることとされており、これについては、一品ずつ確認を行うこととしており、基準の適用については問題ないと認識している。 その上で、例えば、組み合わせセットを返礼品とする場合において、花巻市内のものがどのくらいの比率でなければいけないとか、二つのセットを贈るときには全く関連性のないものの組み合わせはいけないことについて明確にされたことから、その点については、今後確認して進めていくことが必要と考えている。 確認の主要な工程としては、例えば外国産を含む原材料を工場で味付けする、特殊な加工を施す等の工程を明らかにして、どの程度加工して付加価値を付けたかを確認し、返礼品として贈ることになっており、花巻市内で生産又は加工されたものとされる基準を満たしていることを認識している。
10	R5.8.1	市政懇談会	外川目	地域振興部 大迫総合支所	地域づくり課 地域振興課	自治公民館の修繕に関する支援について	自治公民館施設は老朽化が進み、コミュニティ会議からの支援だけでは修繕費用が間に合わない。自分たちの自治公民館は一時避難所にもなっていることから、エアコンの設置はどうにかできないのか、施設修繕について今も補助事業があるのか伺う。	自治公民館の修繕等に関する支援制度があり、毎年度において次年度予算要求に向けて自治公民館へ要望調査を行っていることから、前もって市役所へ相談いただきたい。支援制度の内容も100%補助ではなく、3分の1補助であったり、水回りの修繕だと高めの金額になるなどの設定をしている。 もう一つは、室くじ助成事業によるコミュニティセンターの助成という方法もある。コミュニティセンターの新築等に対しては1,500万円までを上限としており、岩手県において採択されて自治公民館を整備しているところもあることから、地域づくり課又は大迫総合支所へご相談いただきたい。自治公民館の改修関係であれば、例えばエアコンの関係なども補助の対象に含まれており、財源の話もあるが、当地域においては大迫総合支所地域支援室へ相談してほしい。 なお、避難所としての整備等については、市の指定避難所が対象であり、一時避難所は対象としていない。
11	R5.8.1	市政懇談会	外川目	農林部	農村林務課	鳥獣対策について	電気柵について、家の周りの畑などに設置する場合の支援はないか。また、鹿の捕獲をさらに進めてほしいが市の考えを伺う。	現時点で最も有効な鳥獣対策は、電気柵の設置だと考えており、農村林務課が大迫総合支所地域振興課へ相談いただきたい。また、電気柵の設置にあつては、地域で設置するというケースもあることから、市から有害鳥獣アドバイザーを派遣して研修を行っているため、相談いただきながら、電気柵の補助も活用いただきたい。それから、ハクビシン等への被害対策として罠の貸し出しもしているため、大迫総合支所へ相談いただきたい。 鹿の駆除については、市では国からの補助金に上乘せし、猟友会のご協力のもと有害駆除の実施隊を組織して捕獲しているが、雪がないときは鹿が移動しやすいこともあり、捕獲数は大きく伸びていない。実施隊の方々も高齢化で狩猟を辞める方も出てきている。現在、市では、狩猟免許を取る際の補助を行っており、また、岩手県による狩猟の講習会と免許試験を花巻を会場として開催してもらい、市内からも十数名参加いただいている。鹿の駆除に当たっては、捕獲頭数を伸ばすため1頭当たりの補助金として、国の補助金8,000円と市の6,000円の補助金を足した14,000円を交付している。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
12	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	市民生活部 農林部	生活環境課 農村民務課	田瀬地区の鳥獣保護区について	<p>田瀬の鳥獣保護区は、県道下宮守田瀬線より下の田瀬ダム側が保護区になっている。今回10年に一度の鳥獣区域の更新に当たって、令和5年度鳥獣保護区指定等事前調査では田瀬ダムの用地ラインまで下げてもらいたい旨を回答している。</p> <p>昨年、鹿・イノシシ・タヌキ・ハクビシンによる農作物被害が多く発生しており、収穫量の大幅な減少から、米作りをやめた農家もある。</p> <p>県道下宮守田瀬線の現状境界線から、田瀬ダム満水ラインまで下げていただければ、害獣の捕獲ができ、農作物被害も減らせるのではないかと考えている。</p>	<p>【市民生活部長】</p> <p>鳥獣保護区は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することを目的とし、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案し、特に必要があると認められる区域を管理するため国又は都道府県が指定しているものである。</p> <p>鳥獣保護区の存続期間は最大20年以内で設定できるものがあるが、田瀬ダム鳥獣保護区については、昭和48年1月に岩手県により指定された後、10年毎の更新が行われている。</p> <p>今回、令和5年11月から令和15年10月までとする10年間の存続期間更新にあたり、市では花巻市森林組合、花巻農業協同組合、花巻市猟友会、各鳥獣保護巡視員、とうわ野鳥の会、田瀬地域の行政区長3名に対し、当該区域の保護区指定に係る意見聴取を目的とした「令和5年度鳥獣保護区等指定等事前調査にかかる意見聴取について」の文書を令和5年4月5日に発出したところ、4月11日に田瀬第2行政区長から、4月17日には田瀬第1行政区長から、保護区域を湖面付近まで縮小してほしい旨の意見を受けたところである。</p> <p>市では、田瀬地域の2名の行政区長より提出された意見について、令和5年5月9日に岩手県主催で開催された「令和5年度鳥獣保護区等指定等事前調査」の会議の場で伝えたところ、県からは「希少な鳥獣類の生息が確認されていることから、よほどのことがない限り保護区を現在の県道下宮守田瀬線付近から湖面に下げることは難しい」旨の回答があったところである。</p> <p>(市政懇談会後の対応)</p> <p>田瀬地区の市政懇談会から出された意見や質問を受け、8月10日に改めて岩手県環境生活部自然保護課に架電し、担当者からお話を伺ったところ、田瀬の鳥獣保護区ではオオタカなどの希少な鳥の目撃例があり鳥獣保護区の変更については10年間変更しないとの説明を受けた。また、鳥獣保護区でも有害鳥獣駆除の許可が発行されていけば、駆除はできるの各地区で対応願いたいとの回答を受けた。また、田瀬地区の行政区長に本件について説明を行うに当たり県の担当者と同席願いたいとお伝えし調整を依頼したが、すでに令和5年度鳥獣保護区等指定等事前調査会議の場でお伝えしたとおりであり、同席できないとのことであった。</p> <p>これを受けて、8月28日(月)に生活環境課と農村民務課の有害鳥獣対策アドバイザーが田瀬振興センターを訪問し、田瀬地区コミュニティ会議会長、田瀬第1行政区長、田瀬第2行政区長に県からの回答についてお伝えし、納得いただいた。</p> <p>【農林部長】</p> <p>有害鳥獣対策については、捕獲の取組と農作物等を守る取組を併せて行うことが重要であると考える。</p> <p>捕獲の取組については、市では花巻市鳥獣被害防止計画においてその年度の捕獲目標を定め、ニホンジカについてはこれまで825頭だったところを令和3年度に1,040頭に、イノシシについてはこれまで20頭だったところを令和3年度に50頭に増やし、この目標を達成するため通信機器を活用した箱ワナの遠隔操作システムを導入するなど捕獲対策を強化しているほか、イノシシ捕獲用箱ワナの設置、ハクビシンなどの小動物用捕獲ワナの貸し出しなども行っている。</p> <p>そのほか市は、捕獲対策として猟友会の方々を中心とした花巻市鳥獣被害対策実施隊を組織し、国の交付金を活用して捕獲活動を実施している。捕獲に関する国の交付金は、イノシシについては1頭当たりの単価が成獣は7千円で幼獣が千円、ニホンジカについては1頭あたりの単価が8千円となっており、さらに、市では捕獲したニホンジカ1頭当たり8千円が交付される国の交付金の交付対象頭数を上回った捕獲頭数分について市単独で国と同額の8千円を補助するとともに、国の交付金への市単独での補助額の嵩上げを行っており、嵩上げの額をイノシシ1頭当たり7千円、ニホンジカ1頭当たり6千円とし、イノシシ、ニホンジカとも1頭あたり市・市合わせて1万4千円交付している。</p> <p>捕獲実績は、ニホンジカが令和3年度は1,612頭、令和4年度が1,410頭、イノシシは令和3年度が92頭、令和4年度は70頭である。今年度の捕獲実績は6月末時点でイノシシが12頭で前年同期に比較して17頭の減、ニホンジカは398頭で前年同期に比較して120頭の減となっている。</p> <p>また、花巻市鳥獣被害対策実施隊隊員の確保のため、新規狩猟免許取得者に対し、補助率2分の1、網猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許またはわな猟免許のいずれか1種類の免許取得の場合は上限を5,200円、前述の4種類の狩猟免許のうち2種類の免許を取得した場合は上限を10,400円として狩猟免許取得費に対する補助制度を設けており、令和3年度は14件、令和4年度は8件の利用があった。</p> <p>加えて、令和4年度狩猟免許試験を花巻市内で実施していただくよう県へ要望したところ、令和4年9月には花巻市文化会館で試験が行われ、総受験者167名のうち市内に住所を有する方15名が受験し、15名全員が新たに免許を取得したと伺っており、現在、花巻市鳥獣被害対策実施隊への加入について働きかけを行っている。</p> <p>さらに、今年度花巻市鳥獣被害対策実施隊の定員を130名から140名に増員し、さらなる捕獲体制の強化を図っている。</p> <p>農作物等を守る取組について、鳥獣被害防止に特に効果が認められるとして全国各地で取り組まれている電気柵の設置を支援するため、電気柵設置者に対し、個人の場合補助率3分の2、農業者1名以上を含む3戸以上の団体の場合補助率4分の3、いずれも上限なしとして補助金を交付しており、その実績は、令和3年度が73件、656万4千円、令和4年度は96件、1,339万8千円余りとなっており、件数、補助額とも前年度実績を上回っている。今年度は6月末日時点で66件、1,190万6千円余りとなっており、前年同期と比較して7件、439万4千円余りの増となっている。</p> <p>あわせて、有害鳥獣の生態などに詳しい有害鳥獣対策アドバイザーを市で任用し、各地域に出向き鳥獣被害対策に関する研修会を行っており、令和4年度は6地区で7回実施している。このような研修会の場に地元猟友会の会員の方に同席していただき、地域の実情に応じた取組について話し合い、その内容を踏まえて必要ないかなどを講じてまいりたいと考えている。</p>
13	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	農林部 市民生活部	農村民務課 生活環境課	鳥獣保護区内での鳥獣捕獲許可とジビエの活用について	<p>鳥獣保護区内での鳥獣捕獲許可は困難とのことだが、もう少し詳しくお話を伺いたい。</p> <p>また大槌町で行われているジビエとしての活用は考えていないのか。</p>	<p>【農林部長】</p> <p>鳥獣保護区内での捕獲の許可について、確認して後日回答する。</p> <p>ジビエについて、ニホンジカが対象だと思いが、東日本大震災の放射能の影響により食肉として流通できない状況である。大槌町では1頭1頭検査しているのと伺っており、そのような体制ができれば、食肉としての流通が難しいと思われる。</p> <p>→ 花巻市鳥獣被害対策実施隊または岩手県の認定捕獲従事者であれば鳥獣保護区内でも捕獲が可能であることを8月28日に回答済</p> <p>【市長】</p> <p>ニホンジカの捕獲については、数年前まで800頭だったが、市が補助の嵩上げをした結果、昨年は1,410頭、一昨年は1,600頭、今年は現時点で398頭と以前に比べてはるかに良くなっている。これには予算が必要であるが、不足する場合は増額して、なるべくたくさん捕獲していただきたいと思っている。</p> <p>鳥獣保護区については、県が判断する内容であることから、はっきりしたことは言えないが、希少な鳥獣類がいる場合には区域の変更ができないということになるのかもしれない。保護するべき貴重な鳥獣類が何であるかを県に伺い、やむを得ないものであれば仕方のないことであるが、そうではない場合には県に対し意見を伝えていく必要があると思っている。</p> <p>ジビエについて、大槌町では利益が出ていると伺っているが、ほとんどの地域において、ジビエは利益が出ないというのが一般的である。ジビエに利用するには、捕獲する際に痛まないように一発で仕留めることや、血をすぐに抜く作業を行う必要があるなど、難しいところがあると伺っている。</p> <p>ジビエで商売しようとする強い意志がなければ成功しない事業であり、また、年間1,600頭近くシカを捕獲しているうち、ジビエとして処分するのは100頭に満たないと思われ、有害鳥獣の捕獲数を増やすためにジビエの事業を行うということはあまり意味がないと思う。</p> <p>名産品として、ジビエ料理を売り出すということであれば検討の余地もあると考えており、実際に事業として進めたいと考えている方がいて、事業実施の際に市の補助が必要ということであれば検討することはできると思う。</p>

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
14	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	農林部 市民生活部	農村民務課 生活環境課	箱ワナで捕まえた鳥獣の処分方法について	箱ワナを使って、ハクビシンやタヌキを捕まえるのは良いが、殺処分方法について、川に水没させると教えてもらうが、なかなかできないため、廃棄する方法を教えてください。 あと若手県内ではないが、警備業界大手会社では、連絡すると処分してもらえるとテレビで見たことがある。	【農林部長】 警備業界大手会社の連携事業については、面白い取り組みであると思うので、調べてみたい。  【農村民務課長】 一度、水中に沈めてもらい殺処分した後は、直接クリーンセンターに持ち込んでいただくか、又は生活環境課もしくは総合支所市民サービス課に連絡し、いつ排出するかを事前に伝えた上で、ごみステーションに置いていただければ無料で回収する。
15	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	農林部	農村民務課	ハクビシンなどに利用するワナの市の保有数について	ハクビシン用のワナは市で何台あるのか。またイノシシ用のワナは、何台あるのか 箱ワナを使うのに、免許は必要か。	【農林部長】 小動物用の箱ワナは、現在28個あり、東和総合支所には、6個ある。 イノシシ用のワナは、貸し出し用が4機あり、内訳は箱ワナが3機、囲いワナが1機で、そのうち東和総合支所には箱ワナが1機ある。 イノシシ用のワナを利用するには免許が必要となるが、ハクビシンやタヌキ等の小動物用の箱ワナ(ワナの大きさが縦・横・高さの合計がおおむね160センチメートル以下)利用については岩手県第13次鳥獣保護管理事業計画第4の規定により免許は不要である。  【市長】 ワナの免許を取得することについて、市としてはなるべく多くの方に取得してもらいたいと考えており、昨年度は文化会館で講習会を開催していただいている。 現在、IT化により、捕獲したらすぐに連絡がくるシステムも導入されており、そういったものも活用していきたい。 貸し出し用のワナについて、数が足りない場合には追加で購入することも可能なため、ご連絡いただきたい。
16	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	東和総合支所	地域振興課	田瀬開発について	田瀬開発について、過去に地元団体である田瀬振興審議会、東和町、伊豆箱根鉄道との3者で田瀬の開発・振興について協議することを申し合わせた協定書がある。 田瀬開発が変更、中止になり、伊豆箱根鉄道から、西武鉄道、大阪の化粧品会社と所有者が変わり、昔の3者協定は全く守られてない。 伊豆箱根鉄道の後身である西武鉄道と花巻市だけの話し合いで事が進んでしまったと感じている。 今度、大阪の化粧品会社が土地を取得して、どのような形で利用するのか一番の関心事である。コロナ禍であったことから、話も進んでいないと伺っていたが、現在はどのようになっているのか、地元では全くわからない状況である。	【東和総合支所長】 昨年、田瀬地区の市政懇談会で皆様にご説明する予定であったが、市政懇談会当日に田瀬振興センターをはじめ停電が発生し、市政懇談会を中止したことから、回答は文書でお伝えしているが、皆様に改めてその内容をご説明するとともに、以降の状況についてご説明させていただく。 市としては、売却されるとの話を伺い西武鉄道に、当該土地を取得したいという話をさせていただいたが、すでに売却先が決まっているとのことから、新しい所有者と交渉するよう話があり、その時点で市で購入することはできなかった。 当該用地の中に、市道6路線のほか田瀬湖ポート場への進入路等として市が使用している土地が含まれているが、無償で引き続き使用できるよう、西武鉄道から新たな所有者にお話をさせていただいたところである。現在は、新たな所有者と契約を結んでおり、市道や田瀬湖ポート場の入口は今までと同様に使用できる状況となっている。 新たに土地の所有者となった企業は、大阪市に本社を置くドクターデヴィアス化粧品株式会社であり、この企業はすでに大迫地域に23万平方メートル強の山林を所有し、シイタケ原木やナメコ原木、栗の木の植栽を行っており、新たに西武鉄道から譲り受けた土地についてもこれらの植栽を考えているが、新型コロナウイルス感染症が収まり、現地確認できるようになった状況において現地視察を行い、活用についての検討を行いたいと伺っている。 その後の状況については、令和4年7月20日にはドクターデヴィアス化粧品株式会社の常務取締役及び担当課長の2名が来庁し、今後の田瀬地域の山林の活用方法について話を伺っており、同社としては取得した山林は今後も自然のままとし、手をかけることは考えていないが、取得した一部の山林に栗を植栽し栽培するほか、シイタケの原木栽培を行っていきたくと説明があった。 現在は西武鉄道株式会社から取得する前に民間から先行取得していた田瀬白土地区の2万7千平米の山林に栗、シイタケ、ナメコの原木栽培を行っており、栗は植栽して間もないので収穫ができていないが、シイタケは乾燥させ、ナメコは缶詰として、会社のお得意様用の贈呈品として使用していると伺っている。 その後、同社に対し令和4年10月28日に市道等の土地無償貸借契約を締結している用地の買収について申し出たが、先方からは田瀬地域の山林が広大であり、現地の状況も把握できていないことから現時点では土地を譲ることは考えていないという意思表示をされ現在に至っており、交渉は進んでいない。 市としては、引き続き定期的に同社に連絡し情報収集に努め、重要と思われる事項については、これまで同様に随時皆様に対し、情報提供させていただきたいと考えている。  【市長】 西武鉄道が土地を売るという話があったとき、市道用地や花火大会の駐車場用地などを売ってほしいと申し入れをした。市道について使用することは法的に問題ないが、将来のことを考えて申し入れをしている。 現在所有しているドクターデヴィアス化粧品という会社は、しっかりした会社ではある一方で、森林を残してくれればいいが、例えば太陽光発電などに使われると困るので、心配しているところである。 国の制度に基づいて、電気を売ることができなくなってきたことから、山に太陽光発電を作ることは非常に少なくなってきたが、市としては注視しているところである。 ドクターデヴィアス化粧品株式会社が森林を所有することについて、意図がよく分からないので引き続き動きなどを注目していきたい。 西武鉄道が土地を売却したことは、地元の皆さんも裏切られた気持ちは強いと思う。ただ、バブル崩壊などにより、西武鉄道が田瀬開発を考えられなくなったのは間違いなく、日本中を見ても同様の大規模開発を進めていることがなくなっている。今の情勢において、大規模開発をする企業は出てこないだろうと思う。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
17	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	建設部	道路課	県道下宮守田瀬線の道路改良について	田瀬ダムが完成したとき、それまで親密な交流があった田瀬と宮守が環境完成により、さえぎられてしまったことから、県道下宮守田瀬線の改良をしていくこととした。 今年になって、県からは1.5車線化という説明を受けている。県から何うべき内容ではあるが、その点について伺いたい。	担当部署が出席していないため、伺っている内容について、お話しする。 1.5車線化については、事務レベルで県が検討していることであり、正式なお話としては伺っていない。 市では県に対し統一要望として、毎年、拡幅の要望を行っていることから、検討結果が出次第、市にも情報提供があるものと思っている。
18	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	農林部	農政課	猿ヶ石川漁業組合の解散について	猿ヶ石川漁業組合が解散するという話を聞いたが、市では把握しているのか。	そのような情報は把握していない。 ※ 参考(農林部、東和総合支所) ・猿ヶ石川漁業組合では、組合員の高齢化や会員数の減少を理由として令和7年3月31日を目途として解散することを本年6月29日開催の総会で決定したことを確認した。
19	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	東和総合支所	地域振興課	田瀬地域の開発計画による弊害について	伊豆箱根の開発計画により、東和町の指示で、県道下宮守田瀬線より下部が農振除外地となったことにより、それまで受けられていた補助金も受けられなかったという犠牲があるにも関わらず、土地の売却について地元で説明がなかったことを遺憾に思う。ドクターデヴィアス化粧品株式会社に土地を売却することについて、地元住民にも巻き込んだ議論をしていただきたかった。	西武鉄道が土地を売却する話があった段階で、市議会議員や地区の方々へすぐ連絡しており、市が地元で説明せずに西武鉄道と話しをしたものではない。 市として西武鉄道と話をしたのは、市道や駐車場として利用している土地について、売却していただきたいということだけであり、土地を売却することについて、市が同意したということはない。 土地売却について、法的にも契約上も市が意見をする権限は全くないことをご理解いただきたい。
20	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	農林部 東和総合支所	農村林務課 地域振興課	ドクターデヴィアス化粧品株式会社所有の土地の状況について	ドクターデヴィアス化粧品株式会社が取得した土地について、自然のまま残す部分もあるとのことだが、手を加えず管理しないということではないのか。 西武鉄道が所有していた時から、森林が荒れているので、環境維持についても考えてもらいたい。 シタケを栽培するという話もあるが、放射能の関係で、盛岡以北から原木を購入するよう指示があるようである。森林を利用しないのであれば、荒れるのではないかと感じている。	原木シタケについては、市が花巻市産の原木を使わないで東北の原木を使うよう勧めているものであり、国や県あるいは市が指示ものではない。 花巻市内で栽培したシタケから放射能が出たとなると、市全体の原木シタケ生産者に悪影響を与えることから、市では東北の原木を購入することについて補助を行っている。 ドクターデヴィアス化粧品株式会社が独自に原木シタケを生産するかどうかは、会社の判断であり、状況は分からない。 先ほど申し上げたとおり、しっかりと会社ではあるようだが、利用の目的が分からない土地を購入する意図が分からないため、定期的に情報収集していきたい。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
21	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	農林部	農村林務課	田瀬開発について	観光開発のため農振除外されたことにより補助金がなくなったり、農地についても売りにくいものや売ったりにして、食うや食わずの生活をしてきた。 さらに残った土地が、鳥獣保護区域内でシカの被害がある状況で、何とかできないものかというのが住民の気持ちである。 住民の希望が何とかなるものかどうかということも、市政懇談会で説明いただきたい。	保護区になっていても、有害鳥獣であるシカを捕獲できるものと思っていたが、確認が必要とのことであり、すぐに回答できず申し訳ない。 捕獲することについて、問題があるのであれば、国・県に対して要望するなどして、地域に迷惑が掛からないようにしたいと思っている。 保護区について、貴重な動物がいるという話があったが、本当に保護区を変更できないものかどうか、きちんと国や県の責任のある方に確認する。 ※前述のとおり、8月10日に改めて岩手県環境生活部自然保護課に架電し、担当者からお話を伺ったところ、鳥獣保護区でも有害鳥獣駆除の許可が発行されていれば、駆除はできるので各地区で対応願いたいとの回答を受けた。従って、保護区になっても、有害鳥獣であるシカを捕獲できることが確認された。
22	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	市民生活部 農林部	生活環境課 農村林務課	鳥獣保護区の変更について	田瀬に飛んでくるカモ等を守るために鳥獣保護区にしたのであれば、田瀬ダム用地のラインでよいと思っている。 ダム用地から上部については、シカ・イノシシなどを捕獲できるような形に見直しをしてほしいということで、鳥獣保護区を変更すべきではないかと意見したものの、意見できる者の中に、地域住民もいれていただけるよう発言したところです。	必要であれば、市が県・国に要望するだけではなく、地域住民から要望をしていただくことも、有効だと思う。 ※前述のとおり、保護区であっても、有害鳥獣であるシカ・イノシシは捕獲できることが確認された。
23	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	農林部	農村林務課	小倉簡易水道施設の汚濁について	水道について、6月24日に濁りが発生したのが最初だったと思う。以前も濁ることがあったが、しげなくなつたのがその日の雨によるもの。市役所に向つたところ、市発注業務の原因による水道の濁りだということだったので、住民が困らないよう何とかしてくれと話をした。その後1週間くらいはひどく濁っていた。 その後、伐採のため作った道路に砂利敷、側溝を掘り泥水が流れないようにすることで、重機により作業を行ったようだが、このことにより、粘土層の土が混ざって、さらに水道水が濁ったことから、7月3日頃に市役所に伺い、水道水や井戸の掘削など、何か対策がないものか話をした。 その後説明があるものと思っていたが、動きがなく、7月16日、17日頃に雨が降ったことにより、また白く濁り、今度は浄化槽がダメになった。 秋の台風シーズンを迎え、また泥が入ったと思うのか。 いつ頃までにとどのような対策をするのか、水質検査まで行って、地域の皆さんにどうぞ飲んでくださいと言えよう対策をするようお願いしたい。 ろ過槽も汚れているので、ろ材交換等をしてもらいたい。	大変申し訳ない。 このことについては、発生直後に報告を受けており、まずは飲料水を含めて水を供給すること、また必要な工事を行うよう指示してきたところで、森林組合に側溝を掘ったり砂利を敷くなどの対策工事をしていただいた。 担当からは追加工事が必要との話を受けており、業者の選定に当たっては専門家の意見を聞くよう指示をしたところである。そこで専門家の意見として、岩手中部水道企業団に相談したところ、業者を紹介したので、その業者に相談したが対応できないとの回答であった。これを受けて、新たに県に相談したところであり、別の業者を紹介していただくこととしている。工事できる業者を探して、できるだけ早く工事する。 岩手中部水道企業団に給水車を出してほしい旨を伝えたと、災害でなければ対応できないとのことであったが、民間事業者の給水車を手配することとし出せる用意をしていることから、必要な場合はお話しただきたい。 専門家に相談しながら、必要な対応はしっかり行っていく。 (市政懇談会後の対応) 8月9日(水)に小倉集落農事集会所で小倉簡易水道組合員を対象とした地元説明会を行い、濁水の発生原因である間伐作業道の改良、ミネラルウォーターの配布、東和温泉入浴券を配布などこれまで市が行ってきた対策を説明するとともに、今後の対応として、組合からの要望があった沈殿池の洗浄、緩速ろ過池の砂のかきとり及び補充、貯水槽の洗浄を実施する予定であること、あわせてミネラルウォーターを継続して配布することを説明した。 9月20日(水)に小倉集落農事集会所で小倉簡易水道組合員を対象とした地元説明会を行い、組合からの要望があった沈殿池の洗浄、緩速ろ過池の砂のかきとり及び補充、貯水槽の洗浄の実施スケジュールと、あわせてミネラルウォーターを継続して配布することを説明した。組合から断水に関する周知の依頼があったことから、市がお知らせを作成し小倉簡易水道組合員に郵送することとした。
24	R5.8.4	市政懇談会	田瀬	東和総合支所	地域振興課	遊具の設置について	以前の市政懇談会内で、「ふれあいランドにモンゴルトワーがあり、親子連れによる賑わいがあったが、老朽化により撤去されたことから、子どもたちが安心して遊べる遊具があればいい」という話があり、市から「遊具については維持管理のこともあることから、何がよいか検討したい」との前向きな回答があったことから、遊具ができるものと思っていたが、その後どうなっているのか伺いたい。	検討は進んでいないが、地域にお子さんがどれだけのいるのか、安全なものをどれだけ置けるか検討が必要である。 検討の結果、必要であるとすれば設置する。 (市政懇談会後の対応) 田瀬釣り公園、田瀬湖アウトキャンプ場を管理する田瀬湖振興公社を訪問し、遊具の設置について伺ったところ次のとおり意見が出た。 ・遊具設置を要望した平成29年度当時とは客層が変わっており子供連れの客が減り、水上バイクの客が急増している。 ・釣り公園周辺は広いことから遊具を設置しても安全管理上、監視が難しい。 ・公社役員も高齢化しており、現状の施設管理で精いっぱいである。 ・地域おこし協力隊で赴任された方と施設の活用方法やイベントの企画も含め、地域と一緒に施設の活用方法を考えていきたい。 以上を踏まえて検討した結果、遊具の設置場所や安全管理上に課題があること、現在の客層が大人中心となっており、遊具設置の効果が薄いことなどから、遊具の設置は見送ることとした。 また、検討結果については、平成29年度の田瀬地区市政懇談会の発言者や今回の市政懇談会の発言者に説明して了解をいただくとともに、田瀬地域コミュニティ会議委員会の席上で説明しご理解をいただいた。

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
25	R5.8.8	市政懇談会	松園	商工観光部	商工労政課	花巻市の企業誘致の現状と今後の見通しについて	<p>新卒学生の地元志向をニュースで耳にしていることから、内定率は100%となっている。このうち、144名が岩手県内に就職しており、その率は87.8%となっている。高校生の県内への就職率については、盛岡市が69.3%、北上市が78.7%、岩手県全体でも73.6%となっており、ここ10年ほどは花巻市が県内への就職率が一番高いという状況になっている。また、164名の就職決定者のうち、花巻管内の事業所には72名が就職しており、花巻管内の就職率は43.9%となっている。平成31年3月に卒業した方と令和5年3月に卒業した方の就職希望者数を比較すると、人口減少の影響や進学先が増えているということから、就職を希望する人数は減少している。そうした中でも、花巻市は地元で定着する率は高くっており、その要因としては、有効求人倍率が高いということが考えられる。花巻市の有効求人倍率は1.6から1.7近い数値で推移しており、令和5年6月現在でも1.37と岩手県よりも高い数値となっている。このことから、花巻市では様々な職を選びやすい状況にあり、そのことが地元定着の要因の一つになっているとされている。</p> <p>花巻市内の事業所数については、直近のデータとなっている令和元年度の経済センサスによると、民営の事業所数を調査する甲調査において4,458となっている。その前の調査時点である平成26年度では4,308となっており、両者を比較すると5年間で150事業所の増となっている。</p> <p>このことを受け、市では、花南地区に全33haの計画面積を有する新たな産業団地の整備に取り組んでおり、そのうちの12haが地形等の条件がよいということで先行開発をすることとし、昨年からは本格的な設計や用地買収を進めている。今年度は、埋蔵文化財の発掘調査や各種申請手続きを経て、着手可能になり次第、造成工事などを進め、令和7年度からの供用開始を目指しているが、企業からの引き合いに比べられるよう1日も早い分譲を目指したいと考えている。また、今回整備する中央部の約12haのほか、残る約21haについても必要に応じて速やかな整備・分譲が可能となるよう、各種設計や調査などに引き組みたい。</p> <p>この数年の誘致企業については、令和2年度、令和3年度はコロナ禍の影響で企業訪問などの誘致活動がままならなかったことなどから新規立地企業がゼロであったが、令和4年度はイリソ電子工業(上場企業)のほか3社の計4社を誘致することができた。</p> <p>なお、令和4年度には市が二枚橋で2.7haの産業用地を造成し、大和ハウス工業㈱に売却したところ、マルチテナント型の物流施設が整備され、供用開始と同時に稼働率が100%となった。このことから、近接する3.7haを同じ事業者が自ら用地造成を行い、現在、同様の物流施設の整備を行っており、来年の3月に完成予定と伺っている。</p> <p>また、令和元年度は1社、平成30年度は3社の誘致実績となっている。</p> <p>市では、新規企業の誘致に加え、既立地企業の増産・機能強化のための工場拡張等にも支援しており、6月に開催された市議会定例会においても報告したところであるが、3月から5月にかけて市内企業5社の竣工・完工式が執り行われたことに加え、7月6日にも宮野目の流通業務団地内コメリ流通加工センターの竣工式が執り行われたところである。</p> <p>市では、先ほどご説明した第2工業団地の空き区画への企業誘致を進めることに加え、花南地区への産業団地の整備状況を見据え、市外から新たな企業を呼び込むことができるようPRIに努めるほか、企業訪問を展開してまいりたいと考えている。</p>	<p>懇談会での回答(現状・取り組み状況等)</p>
26	R5.8.8	市政懇談会	松園	商工観光部	商工労政課	市内企業の就業者数について	<p>就職希望者の受け皿を増やしたと理解したが、実際の就業者数の増減はどうなっているか。</p>	<p>【商工観光部長】</p> <p>事業者に対して、増設の支援もしているが、その際には雇用の増加も条件としており、令和4年度に補助をした事業者と令和5年度に補助する予定としている事業者の報告によると、現時点で80名弱の雇用の増加に繋がっている。</p> <p>今の企業は生産性の向上と人材不足ということで、今後は拡大すること＝人を増やすことではなくなってきており、オートメーション化、省力化のための投資という状況も見えてきている。企業から話を聞くと、人材の確保に非常に苦労しているということで、雇用する場所があることは非常に大切なことだが、増えすぎるのも企業にとってはやはりにくい状況であると伺っている。</p> <p>【市長】</p> <p>花巻市の有効求人倍率は、最近では1.3近くまで下がってきたものの、これまでは1.6を超えている状況が続いており、人手不足であると言われてきた。例えば、バス会社でも運転手が足りないといわれており、仕事を確保しなければ就職先はあるという状況である。</p> <p>花巻市の人口動態を見ると、高校生については県内でも一番地元に残る率が高くなっているが、大学生は仙台や関東に出ている方が多く、これは岩手県全体としても大きな悩みとなっている。</p>
27	R5.8.8	市政懇談会	松園	地域振興部	地域づくり課	パートナーシップ制度について	<p>目頃は無関心だったが、「性の多様性」を新聞で目にする目が増え、来年度の小学校で使用する教科書で「性の多様性」を記述し始めているという記事を読んだ。</p> <p>同性カップルの関係を公的に認めるパートナーシップ制度について、花巻市はどのように考えているのか伺いたい。</p> <p>この制度は、2015年に東京都渋谷区と世田谷区で初めて導入し、その後各地で導入の動きが出てきていることと、岩手県でも「パートナーシップ制度の導入に関する指針」を整理しているようだ。県内では一関市と盛岡市で制度化しているようだが、花巻市はどのように考えているか。</p>	<p>パートナーシップ制度とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に支え合うことを約束した同性のカップルなどを、婚姻に相当する関係と自治体が認める制度であり、自治体によって制度の名称や要件、提供するサービスは異なっている。なお、自治体によっては、同性のカップルのみではなく、事実婚の関係にある異性間のカップルも制度の対象としているところもある。</p> <p>岩手県内においては、一関市と盛岡市で既に制度を導入しており、両市の制度は、カップルが自分たちの関係を宣誓し、市がその宣誓書を受領したことを宣誓受領証を交付することにより公に証明するものとなっている。なお、宮古市が異性間の事実婚のカップルも対象に含めて9月から導入することを7月28日に表明している。また、8月4日の岩手日報の新聞記事によると、矢巾町では、パートナーシップ制度の対象を性的少数者のカップルとし、カップルの子や親を併せてファミリーシップとして宣誓ができる制度を要綱の整備により、10月の導入を目指すことを表明した。</p> <p>パートナーシップ制度は、法令に基づく異性間の婚姻とは異なり、法律上の効力(相続、税の扶養親族控除等)が得られるものではないが、自治体が発行した宣誓受領証等を提示することで、これまで婚姻関係にないことを理由に対象とならなかった市営住宅入居などの行政サービスや、病院で家族と同様に病状説明を受けられる場合があるなど、パートナーとしての関係性を自治体が認めることで、性的少数者の方が日常生活で感じる悩みや生きづらさの軽減を図ろうとするものである。</p> <p>なお、渋谷区とNPO法人虹色ダイバーシティが行った全国パートナーシップ制度共同調査によると、令和5年6月28日時点で制度を導入している自治体は全国で328となっており、人口カバー率は、東京都など人口の多い都市で導入が進んでいることもあり、70.9%という数値になっている。</p> <p>岩手県では、令和5年3月24日に「岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に関する指針」を制定しており、県内自治体のパートナーシップ制度を利用した方に、県営住宅への入居及び県立病院での面談手続き・病状説明等を可能にするという、県の支援策が示されている。</p> <p>岩手県内においては、一関市(いちのせきパートナーシップ宣誓制度)と盛岡市(盛岡市パートナーシップ・ファミリーシップ制度)において、制度を導入しており、制度の対象者については、一関市が「双方または一方が性的マイノリティ」と定めている一方で、盛岡市の制度にはそのような記載はなく、性的マイノリティであることを対象者の条件とはせず、異性間のいわゆる事実婚のカップルも対象とされている。パートナーとして認定されるための要件については、成人(18歳以上)であることや一方が市内に居住している、または転入予定であること、配偶者がいないことなど、類似の条件が設定されている。要件に関する両市の違いとして、盛岡市では審判員による近親者となった者同士での宣誓を認めているが、一関市では民法に規定されている婚姻を禁止される関係でないことを要件としており、養親子における制度の活用は認められていない。このように、パートナーシップ制度については、自治体によって対象や要件が異なっているものでもある。</p> <p>花巻市においては、条例による制度の導入を検討しており、先行自治体等の情報収集を行うとともに男女共同参画審議会などの場において、意見を伺っているところである。今後も、情報収集に努めながら、制度の導入について市民の皆様から広く意見を伺っていきたいと考えている。</p> <p>令和5年6月16日には、LGBT理解増進法(性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する法律)が成立し、6月23日に施行されている。この法律においては、性的指向又はジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないという基本理念の下、国民の理解増進を図ることなどを内容とするものであるが、同性婚やパートナーシップ宣誓制度の導入を図るものとはならない。憲法上の原則として、国の法律は条例に優先するものであり、今後LGBT理解増進法の内容が拡充されてパートナーシップ宣誓制度や同性婚に関する規定が定められる場合には、地方自治体においてパートナーシップ宣誓制度を設ける必要はなくなる。</p> <p>しかしながら、そうした規定が定められていない現状においては、地方自治体がパートナーシップ宣誓制度を設け、性的少数者のカップルの関係の証明を図ることは、当事者の方々にとって意味があり、民法及び戸籍法の考え方を大きく変える結果ともなるものであると考えることから、市当局が作成する要綱や規則ではなく、市民の皆様のご意見を幅広く聞いた上で、憲法及び地方自治法に基づき、市に制定の権限が与えられている条例で定めるべきではないかと考えている。</p>



番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)
28	R5.8.8	市政懇談会	松園	地域振興部	地域づくり課	パートナーシップ制度について	パートナーシップ制度がないことにより、アパートに入れないとか病院の説明を聞けないなど、実際に困っている人が花巻市にもいるのか。	男女共同参画審議会の構成員の中に病院関係者の方がおり、花巻市民かは分からないが、一緒に住んでいるパートナーであっても家族でないということで、病状説明を受けられない、面会ができないなど、辛い思いをしている方がいらっしゃるという話は伺っている。
29	R5.8.8	市政懇談会	松園	地域振興部 市民生活部 建設部	地域づくり課 生活環境課 市民生活総合相談センター 道路課	PCB廃棄物の処理について	コミュニティでは街灯のLED化を進めているが、昨年交換した街灯が古いタイプの水銀灯で、低濃度PCBを含む安定器が付いている。松園地区内には、他にも低濃度PCBを含む安定器が付いている街灯がある可能性があり、他の地区においても同様の事例はあると思う。 調査をするためには高所作業車を依頼する必要がある。PCBを含むものが出てきた場合には、処分するのにも費用がかかる。 古い街灯がどこにあるかは各自自治体で調査をした上で、PCBを含んでいるかどうかの調査や、含まれていた場合の処分費用についての支援を検討いただきたい。 今回発見した街灯は、設置は自治会だが、電気料は市で支払っているものである。このことで以前市に相談した際には、設置者負担という話をされたが、設置者に投げるだけではなく、市としても検討いただきたい。	【建設部長】 PCB廃棄物の処分については令和9年3月31日を期限とされており、処分する場所も北海道など数か所しかない状況であると認識している。 市が道路管理者として管理をしている照明灯などについては、PCBIについての調査を行い、期限内に処分する方向で調整しているが、自治体やコミュニティなど公的管理者以外が設置した街路灯などについては、どのような状況になっているか把握していないところである。 【市長】 状況については調査をする必要があると思う。 花巻市においては、合併直後からコミュニティ会議を組織し、街灯などの設置は交付金を活用してコミュニティ会議で整備していただくこととしてきた。地域によってはコミュニティ会議で整備をせず、自治会で整備をするようにしているところもあり、自治会にはお金がないために、市で整備してほしいと要望されることもあるが、ある地域の自治会だけに市が支援をするということは不公平になってしまう。 数年前には、コミュニティ会議に対して、ハード事業は全て市で行い、コミュニティ会議にはソフト事業をってもらうという提案をしたが、2億円を予算を減らしてそのような役割分担をするということにはならなかった。そのため、現在でも、街灯についてはコミュニティ会議で整備をしてもらうのが原則になっているが、対応が難しい状況もあるというのが実態だと思ふ。 また、コミュニティ会議をお願いするにしても、どのようなを要するわけではないのか、低濃度PCB廃棄物の処分をどうすればいいかなど、専門的な知識が必要な部分についてコミュニティ会議だけに任せようという事はできないと思う。 市としては、まず実態の調査が必要と考えており、その上で、一時的なものであれば市で支援する制度を作るなど、対応について検討し、期限内に処分できるような方法を考える必要がある。大変重要な問題を指摘いただいたので、地域振興部で建設部等の意見も聞きながら検討する。
30	R5.8.8	市政懇談会	松園	健康福祉部	健康づくり課	病院機能の整備について	10年前に睡眠時無呼吸症候群と診断されたが、花巻市内に検査、治療をする病院がなく、今でも北上市の済生会病院に通院している。月に一度、治療のために北上まで通院しているが、高齢になると徐々に通院が難しくなってくると思う。 今後、同様の病気になる方も通院に苦労すると思われるので、花巻市内に検査機能、治療機能を持つ病院を設けていただきたい。	医療機関の状況として、今は病院を集約する方向に進んでおり、各地の病院が少なくなっている。花巻市については、花巻厚生病院と北上市民病院が統合し、北上市内ではあるが、花巻の中心部から車で10数分のところに県立中部病院が建設されており、ここが最先端の高機能医療を行う病院となっている。中部病院に睡眠時無呼吸症候群を扱う専門の医師がいるかは分からないが、必要であれば、中部病院にそうした機能を設けてもらうように働きかけることは可能である。 中部病院や済生会病院では、岩手医大から多くの医師が派遣されているが、市としては、岩手医大や県に対して、高機能医療については中部病院をさらに充実してほしいとお願いしており、例えば産婦人科や小児科についても、中部病院をさらに充実させる必要があると話をしている。 総合花巻病院についても、移転した際に岩手医大に医師を派遣してほしいとお願いしており、耳鼻科などに非常勤医を派遣していただいている。このように、岩手医大などからの支援をいただきながら何とか医療を行っている状況で、まだまだ足りない部分はあるが、経営的にも厳しい状況である。市としては、しっかりと経営をしていただいた上で、徐々に機能を充実していきたいとお願ひしてきている。 県内の県立病院はほとんどが赤字になっており、県からの補助金があった上で黒字になっているのは、中部病院と中央病院、あと数か所の病院しかない状況であるが、中部病院は県からの補助金だけでなく黒字となっており、市としてはそういう中で、より医療を充実してほしいとお願ひを続けている。中部病院を含む県立病院の審議会のような組織があるので、機会があれば院長先生等に話を聞いてみたいと思う。 また、個人のクリニックを開設することについては、医師個人の判断であり、医院建設のための補助金を出したからといって増えるというものではない。医師の方々が将来この場所で医療をしてみたい際に、採算が合うかという判断になるので、個人クリニックを開設してもらうのは難しいと思う。花巻市では、唯一、工藤産婦人科医院に対して、医師の採用についての補助金を出しており、常勤の産婦人科医2名、非常勤医2名を確保していただき、通常分娩をしていただいている。 今後の医療については、非常に厳しい状況になるという見方がある。医療が成り立つためには患者がいるということが条件であり、岩手県に限らず、日本の地方では、人口が減少していき、個人のクリニックについては経営が難しくなることもある。このような状況において、各市に診療科目が全て揃う体制を整えるのは無理なことなので、広域で、医療機関を揃えていくような施策をとる必要がある。 また、高齢者については、自分で車を運転して通院することが難しくなってくるので、病院に通うための足の確保についてもしっかりと考えていく必要があると思ふ。 北上市に睡眠時無呼吸症候群を扱うクリニックがあったと認識しているが、市内や近隣で治療ができる医院があるかについては、調べた上※で後日連絡する。 ※8/9 下記のとおり担当課より発言者に連絡。 ・睡眠時無呼吸症候群の治療医院をインターネットで検索したところ、ゆかわ脳外科、大平医院、須田内科、とみつか脳神経外科などが何らかの治療を行っているようだ。 お盆明けに、再度、詳細を確認してからご連絡することとした。 8/21 各医療機関に架電をし直接確認。 ・大平医院、須田内科医院は、治療を行っており、紹介状があれば、スムーズに治療を開始できるとのこと。 ・ゆかわ脳外科でも、治療を行っているが、CPAP(酸素)のメーカーを限定しているので、使用中の機器と同メーカーであれば、対応できるとのこと。 ・とみつか脳神経外科では、治療は行っていない。 (同日夕方、発言者に電話をしたが、通じなかった。) 8/22 午前9時30分頃。上記について、発言者に電話にて報告済み。